

様式第1号

兵庫県福祉サービス第三者評価の基本情報

①第三者評価機関名

特定非営利活動法人 日本福祉文化研究センター

②施設・事業所情報

名称： 西宮市立今津文協保育所	種別： 公立保育所	
代表者氏名： 丸山 薫	定員（利用人数）： 90名	
所在地： 西宮市今津水波町11番26号		
TEL 0798(22)3320	https://www.nishi.or.jp/access/kosodatehoiku/hoiku/shisetsu.files/2021040112imazubunkyou.pdf	
【施設・事業所の概要】		
開設年月日： 昭和42年4月1日		
経営法人・設置主体（法人名）： 西宮市役所		
職員数	常勤職員： 23名 非常勤職員： 13名	
専門職員	(専門職の名称)	
	保育士 21名 調理員 2名	12名 1名
施設・設備の概要	(居室数) 11室 保育室、事務室、調理室等	(設備等) モニター付きインターホン AED、県警ホットライン、緊急時専用電話機等

③理念・基本方針

【保育所の理念】	わたしが好き あなたが好き ～生きる力を育み 共に育ちあう～
【基本方針】	<ul style="list-style-type: none"> ・子供の最善の利益を考慮し、子供にとってふさわしい生活の場を目指します ・子供が健康・安全で情緒の安定した生活ができる環境を用意し、自己を十分に発揮しながら主体的に活動ができるようにし、生きる力を育みます ・養護と教育が一体となって豊かな人間性を持った子供を育成します ・専門性を生かし、保護者支援や地域の子育て支援を行うなど社会的役割を担い、福祉を積極的に増進します ・子供の育ちの連続性を踏まえ、幼・保・小の連携を積極的に行い、地域の関係機関と連携し地域全体の向上を図ります ・組織の向上を目指し、保育所の運営管理を行います

④施設・事業所の特徴的な取組

- ・子供の主体性を大切に保育を進めています。
0,1,2歳児クラスでは、緩やかな担当制を取り入れ、少人数で過ごす中で一人一人の発達に応じて丁寧な援助ができるようにしています。
3,4,5歳児クラスは、年齢枠を外した保育を行い（3歳児クラスは秋頃から）いろんな友達関係の中で人との関りを学びながら、自分で考え、工夫して行動し、友達と協力し合う力を育てています。

⑤第三者評価の受審状況

評価実施期間	令和 3年 7月 7日 (契約日) ~ 令和 4年 3月 11日 (評価結果確定日)
受審回数 (前回の受審時期)	回 (平成 25 年度)

⑥総評

◇特に評価の高い点

- ・ 公立保育所であり、西宮市が作成する全体的な計画は保育理念などを踏まえた内容となっており、地域における役割を認識した上で、主体性を持った職員の育成に取り組んでいる。
- ・ 保育所長、副保育所長や職員間の連携に力を入れた取り組みがされており、保護者や地域との情報の共有を大切にしている。
- ・ 保育所と保護者の信頼関係が出来ており、相談事や苦情への対応が迅速に行われている。
- ・ 管理者がリーダーシップを発揮し、事業所内の調整やコミュニケーションが促進しやすいように職員の自主性を重んじた方針を打ち出している。
- ・ 他の関係機関や地域との連携を大切にしており、マニュアル類の点検・研修が行われている。
- ・ 日々の保育の中で保護者との関係性を大切にし、信頼性を構築できる環境を大切にしている。
- ・ 質の高い保育実践に当たり、固定概念にとらわれない柔軟な取り組みが評価できます。

◇改善を求められる点

- ・ 個人研修カードにおける研修と同様、目標管理シートについても中長期計画や単年度事業計画との関係性を意識した内容であることが大切ではないでしょうか。
- ・ 保護者への伝達方法について、分かりやすい資料などへの取り組みが期待されます。
- ・ 市のホームページの中で、保育所の特色（独自の取り組みや保護者に向けたメッセージ）などがあれば、より理解しやすいものになると思われま。

⑦第三者評価結果に対する施設・事業所のコメント

職員皆で、自己評価シートの項目一つ一つを読み解きながら自己評価をしてきました。その過程で、改めて各項目の内容が自分たちの保育に密接に繋がっていることを再認識でき、園の課題も見えてきました。そこをより意識して取り組むために、園内研修で意見交換を行ったり各種マニュアルの整備を行ったりしてきました。そして、客観的な視点で評価をいただくとともに、利用者アンケートの結果では保護者の方の声を俯瞰して見ることもでき、今回の受審を通して、多面的に保育所全体を見つめ直す貴重な機会となりました。

コロナ禍の中、子供を中心に据えて工夫を凝らしながら保育をすすめてきたことを評価いただいたことは職員の大きな励みになりました。また、各職員の目標管理等ご指導助言をいただいた点は新たな気付きとなり、全職員で共有し改善を重ねて、今後も常に理念に立ち返りながら地域に根差した保育所運営、保育の質の向上に努めてまいりたいと思います。ありがとうございました。

⑧各評価項目に係る第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。

第三者評価結果

※すべての評価細目について、判断基準（a・b・cの3段階）に基づいた評価結果を表示する。

※評価細目毎に第三者評価機関の判定理由等のコメントを記述する。

評価対象 I 福祉サービスの基本方針と組織

I-1 理念・基本方針

	第三者評価結果
I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。	
1 I-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	a・b・c
<コメント> 理念・基本方針はホームページで分かり易く明示されているとともに、保護者には重要事項説明者やクラス懇談会で説明されている。毎月のお便りや所内の各ボードにも絶えず記載されいつでも確認できる状況である。職員間では定期的に双方向意見交換・行動確認を行うなど振り返りをおこない、移動してきた職員にも再度確認する機会を作っている。保護者向けの資料は、第三者グループが作成している。	

I-2 経営状況の把握

	第三者評価結果
I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。	
2 I-2-(1)-① 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	a・b・c
<コメント> 経営については市が把握、分析を行っており、全体の動向については職員会議で報告及び回覧で周知されている。社会福祉事業全体の動向等は、市が主催する所長会の中で伝達され、所長から各保育所の職員に伝達（回覧）されている。	
3 I-2-(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。	a・b・c
<コメント> 保育所事業課が作成した予算に従い、保育所の所長に委ねられている範囲内で、予算経理簿等が管理されている。経営課題については職員と問題共有を行い、改善点等を話し合う機会を作っており、所長会での提案も行われている。機会のあるたびに、職員会議や朝礼を通じて周知をしている。	

I-3 事業計画の策定

	第三者評価結果
I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。	
4 I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	a・b・c
<コメント> 単年度の事業計画の策定にあたっては、各保育士の今年度の自己啓発目標等があるが、具体的な成果として評価を行う内容としては弱い。定員の確保については市との連携がなされており、具体的な活動について数値目標が明示されている。各保育士の自己啓発目標を、事業計画と関連付けていくことが期待されます。	

5	I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	a・ b ・c
<p>〈コメント〉</p> <p>単年度の事業計画の策定にあたっては、各保育士の今年度の自己啓発目標等があるが、具体的な成果として評価を行う内容としては弱い。定員の確保については市との連携がなされており、具体的な活動について数値目標が明示されている。</p>		
I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。		
6	I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	a・ b ・c
<p>〈コメント〉</p> <p>事業計画は、職員間で話し合ったことを集約し、各保育士の自己啓発目標も組み込んで策定し、所長会で市に提案されている。事業計画を職員間で周知し、期末に見直したことを次年度計画に反映しているが、個人の目標管理シートの目標と事業計画との系統立てがやや弱い。個人の目標管理を立てるとき、事業計画との関連性を持って自主的に設定するなど、今後の改善を図ることが期待される。</p>		
7	I-3-(2)-② 事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。	a ・b・c
<p>〈コメント〉</p> <p>事業計画の内容が掲示されており、今津文協保育所重要事項説明書にも反映されている。重要事項説明書は入所説明会やクラス懇談会で説明し、クラス懇談会でも配布もされている。具体的な取り組みは、おたよりや掲示等で知らせており、各クラスにいつでも見られるよう設置している。</p>		

I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

		第三者評価結果
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
8	I-4-(1)-① 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	a・ b ・c
<p>〈コメント〉</p> <p>西宮市としては、複数の事業所が第三者評価を定期的に受審し、情報を共有することで保育の質の向上に繋げることを、目指している。各保育所の園内公開を行うなど互いの保育を見て評価、改善に繋げている。第三者評価自己チェックシートを活用し、改善に努めているが、具体的な取り組みについては今後の課題である。平成25年度に市独自の第三者評価を受審しているが、今回の受審を機会に振り返りの精査が期待される。</p>		
9	I-4-(1)-② 評価結果にもとづき保育所として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	a ・b・c
<p>〈コメント〉</p> <p>保育所内に設けた第三者グループが中心となり、課題について会議や園内研修で話し合い、改善の計画等の共有化を図っている。業務増加に伴う対応策として「事務保障ボード」を作成し、業務改善のシステムを確立するなど、職員間で工夫している。</p>		

評価対象Ⅱ 組織の運営管理

Ⅱ-1 管理者の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果
Ⅱ-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。		
10	Ⅱ-1-(1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	a・b・c
<コメント> 保育所長の経営・管理方針等については、中長期計画及び単年度計画に書かれている。業務の手引きや保育所事業計画の業務分担等に基づき、行動マニュアルやフローチャートが作成され、職員に周知されている。 保育所長（副保育所長）不在時の対応については、市のマニュアルにも明記されている。		
11	Ⅱ-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	a・b・c
<コメント> 保育所長は所長会で得た情報等を職員に報告・回覧をしており、厚生労働省の各種ガイドライン等のマニュアル等は職員会議で共有されている。 月二回の職員会議にて、全国保育士会倫理綱領等の読み合わせをし、ハラスメント、コンプライアンス資料など幅広い法令順守に伴う活動を展開している。		
Ⅱ-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。		
12	Ⅱ-1-(2)-① 保育の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	a・b・c
<コメント> 市からの研修プログラムが各事業所に提示されている。 年2回の保育所長、副保育所長による面談を行い、職員が自主性を発揮できるよう、係やグループ（保育内容・健康安全・食育環境・人権）に参加できるよう工夫がされている。 保育所長と相談しながら、副保育所長がグループの話し合いの調整役となり、職員の意見を反映し、課題等を導き出せるよう示している。 副保育所長が中心になり、各グループ担当や第三者自己評価の課題等を盛り込んだ園内研修を計画し、職員への研修を実施するなど充実を図っている。		
13	Ⅱ-1-(2)-② 経営の改善や業務の実行性を高める取組に指導力を発揮している。	a・b・c
<コメント> 市の保育所事業課が作成した内容を基に、面談で個人の意見を聞き取り、人員配置を行っている。 様々な課題の改善策等について、クラスやリーダー会での話し合いを基に職員会議で決定しており、適宜、幹部も参加している。 能力評価での差が大きい場合、保育所長自ら本人との面談にも参加している。 職員会議の記録などから、保育所長会議の内容が経営改善目標など、業務の実効性に向けた取り組みであることが確認できた。		

Ⅱ-2 福祉人材の確保・育成

		第三者評価結果
Ⅱ-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。		
14	Ⅱ-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	a・b・c
<コメント>		

<p>市の「西宮市人材育成基本方針」に基づいて人員の配置がされている。 人員の採用については、保育所長が市へ希望を出し、意見を伝える場がある。 事業所内の研修等に参加することで、職員の育成を図っている。 園内外の掲示板にも任用職員募集のポスターを掲示し、市と連携して人員確保に務めている。</p>		
15	II-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。	a・b・c
<p>〈コメント〉 職員は西宮市の条例に基づき、公務員としての扱いであり、「人事基準」に基づいた採用・配置・昇格等が行われている。 保育所の理念にもとづく「期待する職員像」は事業計画に明記され、年度初めに説明されている。 保育所長、副保育所長が面談をし、職員の意見を反映することで、職務の能力を評価・把握している。 事業所内で取り組む市独自の研修として、「スマイル研修」があり、個人の研修カードに反映されている。</p>		
<p>II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。</p>		
16	II-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	a・b・c
<p>〈コメント〉 職員の勤務、休暇などは、「勤務状況管理システム」で把握されており、休暇の承認は保育所長が行っている。 リフレッシュ休暇や育休などの制度もあり、特別休暇や年休等は計画的に取得できるよう休暇記入用のカレンダーを活用している。 就業状況の改善や働きやすい職場づくりについては、定期的に個別や希望に応じた面談を行い、適切な解決策に努めている。 福利厚生のニュースは、回覧や掲示により職員に周知されている。 市のシステムにより、就業や休暇所得などの内容が見られるようになっている。</p>		
<p>II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。</p>		
17	II-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	a・b・c
<p>〈コメント〉 「期待する職員像」は事業計画に明示されており、目標管理の仕組みが出来ているが、事業計画に沿った目標の設定がやや弱い。 事業計画書には自己啓発の目標の明記されており、目標管理シートで個々の目標が明確になっている。 副保育所長が中心となり面談を行い、目標の達成度の確認をしているが、中間面接がないため目標の見直しや修正はされていない。 年度内における、中間面接が行われていない。</p>		
18	II-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	a・b・c
<p>〈コメント〉 保育所事業計画書や『研修体系』の中に「自己啓発目標」やキャリア（ステージ）に応じた専門技術が明示されている。 園内研修は、内容や方法についての見直しを定期的に行い、次に活かすなど職員会議で共有されている。 当初計画など、修正しての取り組みが出来ている。</p>		
19	II-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	a・b・c
<p>〈コメント〉 コロナ禍において、リモートでの研修体制が定着しており、個人別研修受講カードで、職員の技術水準や資格の取得状況を把握されている。 職員研修参加一覧表を活用し、各職員が偏りなく研修に参加できるよう配慮されている。 副保育所長による勉強会や、新任職員の「あゆみ保育体験研修」等が行われている。 必須研修以外でも、自主研修に関する情報を掲示、回覧している。</p>		

II-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		
20	II-2-(4)-① 実習生等の保育に関わる専門職の教育・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	a・b・c
<コメント> 実習生育成に関する基本姿勢や意義がマニュアルに明文化されている。実習生の希望や経験値を考慮しながら実習クラスを定めており、大学側とは実習生の状況等を電話で連携をとっている。実習生には記録の取り方や援助の捉え等の他、社会人としての振る舞い等も伝えている。オリエンテーションや評価シートは作成されているが、専門資格ごとのプログラムとなっていない。専門資格ごとの特性に応じて作成されたプログラムはない。		

II-3 運営の透明性の確保

		第三者評価結果
II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		
21	II-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	a・b・c
<コメント> 保育所の理念や基本方針、行事等園概要がホームページに掲載されている。第三者評価の受審について「おたより」で知らせており、評価結果について今後公表を予定。苦情解決・相談制度については重要事項説明書に掲載し入所説明会で説明しているが、具体的な対応内容については公表していない。地域へは、保育所の理念や園庭開放、取り組み等を掲示し、見学者への対応も行っている。市にある「市民のこえ」窓口では、苦情等の対応マニュアルがあり、Q&Aも作成されている。今年度の受審をすることで、今後の公表へつながることを期待される。		
22	II-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	a・b・c
<コメント> 市が作成した予算に基づき、所長が予算の執行を行ない、市が承認をしている。市独自で監査事務局を設置しており、定期監査の中で公認会計士などの意見を参考にしている。市では各保育所の予算執行状況を把握し、市議会や監査事務局の監査を受け、決算内容はHPなどで確認できる。市独自の監査体制（包括外部監査）があり、外部の監査や公認会計士の指導を受けている。		

II-4 地域との交流、地域貢献

		第三者評価結果
II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。		
23	II-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	a・b・c
<コメント> 地域との関わりでは、例年、スマイルあそぼう会・短期体験保育の実施、「地域子育て広場きらき」や児童館での育児相談、世代間交流等を計画的に行っていたが、コロナ禍の中、実施は見送られた。地域の社会資源（こども未来センターや公民館など）への掲示や「にしのみや子育てガイド」を活用し、情報を保護者や見学者に案内している。保育所長会等、近隣の公立の保育所間で、情報共有する機会がある。		
24	II-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	a・b・c
<コメント> ボランティア受け入れについてのマニュアルがあり、申込書と契約書がセットとなっている。		

<p>中学校のトライやるウィーク、大学、看護専門学校等からの実習生受け入れ等、学校教育への協力を行っている。地域交流については、事業所によっては父母の会が主催で行っているケースもある。</p>		
<p>II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。</p>		
25	<p>II-4-(2)-① 保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。</p>	a・b・c
<p>〈コメント〉 地域の社会資源の情報については「にしのみや子育てガイド」を活用し、職員間でも共有している。民生委員との懇談会は出来なかったが、つながり事業として幼保小の合同会議での情報を共有が出来ている。こども未来センターの紹介等を行い、相談窓口としての対応も行っている。要保護児童や支援家庭について、担当保健師や子供家庭支援課と連携を図り、地域協議会のケース会議に参加している。児相、各関係機関との情報交換を行い、保育所の役割の把握、対応が出来ている。</p>		
<p>II-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。</p>		
26	<p>II-4-(3)-① 保育所が有する機能を地域に還元している。</p>	a・b・c
<p>〈コメント〉 地域の社会資源の情報については「にしのみや子育てガイド」を活用し、職員間でも共有している。民生委員との懇談会は出来なかったが、つながり事業として幼保小の合同会議での情報を共有が出来ている。こども未来センターの紹介等を行い、相談窓口としての対応も行っている。要保護児童や支援家庭について、担当保健師や子供家庭支援課と連携を図り、地域協議会のケース会議に参加している。児相、各関係機関との情報交換を行い、保育所の役割の把握、対応が出来ている。</p>		
27	<p>II-4-(3)-② 地域の福祉ニーズにもとづく公益的な事業・活動が行われている。</p>	a・b・c
<p>〈コメント〉 毎週水曜日に園庭開放や短期体験保育を行っていたが、コロナ禍で開催が難しくなっている。電話などで地域の保護者に向けて育児相談（子育て支援事業）を行っている。地域の児童館や子育て広場「きらきら」に育児相談に出向くなど、積極的に参加に務めている。災害時に保育所は避難場所にはなっていないが、二次避難場所について保護者等に伝えており避難訓練も行っている。今後も地域の花植えのイベント等に参加していく予定。・コロナ禍のため予定されていた事業が行えていない。</p>		

評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

		第三者評価結果
<p>Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。</p>		
28	<p>Ⅲ-1-(1)-① 子どもを尊重した保育について共通の理解をもつための取組を行っている。</p>	a・b・c
<p>〈コメント〉 市のマニュアルを用いて、児童虐待などの予防に取り組んでいる。理念、基本方針、保育の目標に子供を尊重した方針を明示しており、子供の人権を尊重した保育に取り組んでいる。市が作成した「日々の養護」「保健衛生ハンドブック」等の標準的マニュアルに基づき、保育が行われている。性差については、「人権意識振り返りシート」で自己の振り返りを行い、</p>		

<p>職員の人権意識の向上につなげている。保護者には、懇談会や「ほかほか絵本」の貸出しや掲示、おたより等を通して、人権意識を共有できるよう働きかけている。</p>		
29	<p>Ⅲ-1-(1)-② 子どものプライバシー保護等の権利擁護に配慮した保育が行われている。</p>	<p>a・b・c</p>
<p>〈コメント〉 服務規律や重要事項の中で、守秘義務や個人情報保護に関する内容が明記されている。個人情報に関する書類などの取り扱いは、鍵のかかるところで管理されている。生活の場において、パーティションやカーテンによる仕切りなどプライバシーに配慮がされている。虐待対応マニュアルに基づき対応フローチャートが整備されており、あざや怪我等の早期発見、保育所事業課への速やかな報告を徹底している。</p>		
<p>Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。</p>		
30	<p>Ⅲ-1-(2)-① 利用希望者に対して保育所選択に必要な情報を積極的に提供している。</p>	<p>a・b・c</p>
<p>〈コメント〉 市のホームページに園の概要が記載されており、見学希望者には園庭で保育室の写真を活用して説明し、電話での問い合わせにも丁寧に情報提供している。保育所の紹介ポスターは図や写真入りで作成し、年1回子育て総合センターに掲示している。将来的な閉園については保護者や地域に対して事前に連絡するなど、混乱が起きないように対処している。</p>		
31	<p>Ⅲ-1-(2)-② 保育の開始・変更にあたり保護者等にわかりやすく説明している。</p>	<p>a・b・c</p>
<p>〈コメント〉 保育所重要事項説明書を入所時に説明し、個々の保育時間は勤務時間と通勤時間等を考慮して定めており、変更時には勤務体系の変更など必要な添付資料を確認している。現状では外国籍の保護者への配慮運用についての事例はないが、業務の手引きに重要事項説明書や献立表の外国語版、通訳アプリの利用等が明示されている。要支援家庭の保護者に対しては、連絡事項をメモで渡す等の工夫がされ、地域との連携も図り対応している。</p>		
32	<p>Ⅲ-1-(2)-③ 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮した対応を行っている。</p>	<p>a・b・c</p>
<p>〈コメント〉 保育所の変更については、市が主体的に対応しており、市内の公立間の転所の場合は、市の規定による必要書類で引継ぎを行っている。他市への転出や保育所の利用が終了した後も、保育所が継続して相談窓口となる案内文書を渡している。</p>		
<p>Ⅲ-1-(3) 利用者満足の上昇に努めている。</p>		
33	<p>Ⅲ-1-(3)-① 利用者満足の上昇を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。</p>	<p>a・b・c</p>
<p>〈コメント〉 保育士間の連携を図りながら、一人一人の子供理解に努め保育を進めている。保護者とは日々の挨拶や個別懇談等で要望等を把握しており、内容別に担当グループが改善策などを検討し全体周知している。コロナ禍での懇談会、保育参観などの全体行事について、保護者の声（アンケート等）を参考に次回に活かす仕組みがあることを確認した。</p>		
<p>Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。</p>		

34	Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	a・b・c
<p>〈コメント〉</p> <p>市の保育所苦情解決制度実施要綱に基づき、市が主体的に対応しているため全てが公表される訳ではない。苦情解決のための体制については重要事項説明書に明示されており、各クラスやみんなのボードに掲示している。ご意見箱を設置しているが有効活用には至らず、設置場所等を再検討し、利用しやすい環境を作る事が期待される。保護者の意見やアンケートについては、おたよりや掲示板等に掲示しているが、個別のケースについては匿名性に配慮した対応がされている。市の実施要項での対応となるため、本人の了解を得た場合に限り公開している。</p>		

35	Ⅲ-1-(4)-② 保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。	a・b・c
<p>〈コメント〉</p> <p>保護者からの相談や苦情、意見は、どの職員でもよいという内容が重要事項に明記され、掲示もされている。職員が聞き取った内容は日報や職員会議で共有され対応を行っている。相談室はないが、プライバシーに配慮して相談スペースを設け、内容に応じて保育所長、副保育所長が対応に当たっている。</p>		

36	Ⅲ-1-(4)-③ 保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	a・b・c
<p>〈コメント〉</p> <p>園の苦情対応マニュアルを作成し、全体周知している。保護者とのやり取りで気になる点等の報・連・相を徹底し、状況に応じて速やかに話し合い、適切に説明対応している。行事等のアンケートを取り、保護者の意見から、内容によって改善点を次回や次年度に活かすようにしている。保護者の意見を受け止め、保育士間で共有し、対応の差が生じないように個人記録表等に記録し、保育に反映するようにしている。連絡ノート・ヒヤリハットでも同様の記録を残し、情報の共有を図っている。</p>		

Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。

37	Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	a・b・c
----	---	-------

<p>〈コメント〉</p> <p>市の防災マニュアルに基づいて、園独自の事故、災害関係マニュアルがあり、毎月の避難訓練の実施、反省、改善に取り組んでいる。健康・安全グループが中心に、ヒヤリハット事例等の集計分析をし、改善策の検討周知し再発防止に努めている。虐待予防・対応マニュアルや受診マニュアル等を活用し、市の定めた調理室のヒヤリハット様式がある。月の安全点検チェックは様々な箇所を全職員が輪番で点検し、ヒヤリハットにつなげている。救急法やAEDの扱い方等の研修の実施や0、1歳児の睡眠時の事故防止を意識徹底するよう日々点検している。</p>		
--	--	--

38	Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	a・b・c
----	--	-------

<p>〈コメント〉</p> <p>感染症等の予防については、市が中心となって安全確保に努めており、各保育所との連携が出来ている。市が作成した「保健衛生ハンドブック」を活用し、発生時や感染予防対策に取り組んでおり、手指、玩具や施設の消毒、換気の徹底、空気清浄機やパーテーションの設置等感染リスク回避の環境づくり、入室前の手洗いや検温等の感染対策に努めている。様々な感染の状況については、発生日や人数の情報を各クラスのボードに掲示しており、保護者の理解や</p>		
---	--	--

協力を得られる努力がされている。今後の記録類の整理や分析が職員への負担となる事が懸念される。		
39	Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に 行っている。	a・b・c
<コメント> 防災マニュアルに基づいて災害時における連絡体制を作成し、避難訓練の実施や対応の見直しを行っている。災害時備蓄品のリストや所在、水害・地震津波時のハザードマップを共有し、保護者への安否確認を「よいこネット」で発信している。土曜日閉庁時や保育所長、副保育所長不在時の対応マニュアルがあり、責任者、保護者への連絡方法等を明確にしている。地震津波時避難先の今津公民館や消防署と連携し、避難訓練を行っており、避難先でアレルギーのある子供がわかるよう名札にも記している。		
40	Ⅲ-1-(5)-④ 食中毒の発生時に対応できるマニュアルがあり、さらに その対応方法については、全職員にも周知している。	a・b・c
<コメント> 保健衛生ハンドブックを基に、園独自の対応マニュアルが作成されている。調理員が市の給食会議で受けた研修を全体にフィードバックし、マニュアルの見直しに繋げている。		
41	Ⅲ-1-(5)-⑤ 不審者の侵入時などに対応できるマニュアルがあり、全 職員に周知している。	a・b・c
<コメント> 市のマニュアルがあり、それを基に園内外の不審者対応マニュアルが作成されている。避難訓練（土曜日も実施）を行い、改善点を周知し、不審者対応については警察に指導助言を受けており、改善点を次の訓練に生かしている。		

Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保

		第三者評価結果
Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。		
42	Ⅲ-2-(1)-① 保育について標準的な実施方法が文書化され保育が提供 されている。	a・b・c
<コメント> 日々の養護には年齢別、保育の場面ごとに細かく明示されている。保育士の人権意識を高めるためのチェックリストによって子どもを尊重した保育になっているかを振り返っている。		
43	Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立してい る。	a・b・c
<コメント> 半年ごとに提供している保育の質について職員会議で振り返り次期の計画に反映させている。		
Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。		
44	Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく指導計画を適切に策定している。	a・b・c
<コメント> 市立保育所全体の会議である副所長会議で作成された全体的な計画に基づき、各保育所において地域特性等を考慮し全体的な計画を立てている。各保育所で立てられた全体的な計画に基づき、年間指導計画、月間指導計画、週案を立てている。アセスメントにおいては、入所時にアセスメント表に基づき情報収集を行っている。		

45	Ⅲ-2-(2)-② 定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。	a・b・c
<p>〈コメント〉</p> <p>保育反省は毎月行い、前期、後期に反省を行っている。指導計画の変更においては会議で話し合い、必要な場合は変更を行うことができるが規定としてのマニュアルは作られていない。</p>		
Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。		
46	Ⅲ-2-(3)-① 子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	a・b・c
<p>〈コメント〉</p> <p>クラスの日誌に保育の記録を残している。個別の記録としては乳児に関しては健康観察チェック表や個人指導計画があるが、幼児クラスになると個人指導計画はないため、個人記録等を用いて個々の子供の把握をしている。</p> <p>保育の情報の共有は申し送りノートや朝礼等で共有が図られている。</p> <p>クラス会議、リーダー会議、全体会議を定期的に行うことによりそれぞれのクラス情報共有が行われている。</p>		
47	Ⅲ-2-(3)-②子どもに関する記録の管理体制が確立している。	a・b・c
<p>〈コメント〉</p> <p>保育所運営規定により記録の保管、保存、廃棄、情報の提供に関する規定が記載されている。個人情報に関わる記録の保管は所長が責任者となり、鍵のかかる書庫に保管をしている。</p>		

評価対象A 実施する福祉サービスの内容

A-1 保育内容

		第三者評価結果
A-1-(1) 保育課程の編成		
A①	A-1-(1)-① 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて保育課程を編成している。	a・b・c
A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開		
A②	A-1-(2)-① 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	a・b・c
A③	A-1-(2)-② 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。	a・b・c
A④	A-1-(2)-③ 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。	a・b・c
A⑤	A-1-(2)-④ 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。	a・b・c
A⑥	A-1-(2)-⑤ 乳児保育（0歳児）において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a・b・c
A⑦	A-1-(2)-⑥ 3歳未満児（1・2歳児）の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a・b・c

A⑧	A-1-(2)-⑦ 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a・b・c
A⑨	A-1-(2)-⑧ 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a・b・c
A⑩	A-1-(2)-⑨ 長時間にわたる保育のための環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a・b・c
A⑪	A-1-(2)-⑩ 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。	a・b・c
A-1-(3) 健康管理		
A⑫	A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。	a・b・c
A⑬	A-1-(3)-② 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。	a・b・c
A⑭	A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け、適切な対応を行っている。	a・b・c
A-1-(4) 食事		
A⑮	A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	a・b・c
A⑯	A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	a・b・c

特記事項

<ul style="list-style-type: none"> ・西宮市立保育所全園共通の全体的な計画をもとにクラス会議、ブロック会議、全体会議において保育指導計画を作成している。 ・室温、湿度は午前午後の2回チェックし記録している。低いボックス家具を用いて用途に応じたコーナー分けをしている。清掃員が園内の掃除を行っている。 ・市が作成したチェックリストをもとに人権担当グループが当園にあわせ再編し年2回チェックを実施している。「ぼかぼか言葉、チクチク言葉」の研修をし、日々職員各自が「ぼかぼか言葉」を使うよう意識している。 ・風邪予防のために作られたフセグンジャーのキャラクターであるが、生活習慣を伝えるために睡眠グリーン、栄養イエロー、運動パープルを用いて説明している。 ・園庭でのあそびでは、子どもの発達状況に合わせた遊びとなるため、3歳未満のクラスと3歳以上のクラスでは時間を分けて遊んでいる。園外への散歩では地域の人と接する機会であったり、社会的なルールを学ぶ機会として緊急事態宣言が解除され再び取り組み始めた。3歳以上児は主体性を育む年齢の枠を外した保育を行っている。 ・0歳児クラスは現在3名の在籍であり、担当保育士と1対1の対応により安心して過ごすことができている。きめ細かく子どもを観察することも出来ており、発達に合わせた指導計画を作成し、保育が実施されている。連絡帳をもちいて家庭での様子と保育所での様子を伝えている。 ・現在、1歳児クラス15人、2歳児クラス15人が在籍しており、緩やかな担当制をとり、保育士と子どもたちの関係性を深め安心して遊べる環境を作っている。毎週行っているク

ラス会議で保育の振り返りを行い、次週の保育に反映させている。

- ・現在、3歳児クラス16人、4歳児クラス19人、5歳児クラス22人在籍している。3歳児クラスの後期は4歳児5歳児クラスと一緒に遊ぶ時間を増やし、4歳児からの主体性を育む年齢枠を外した保育に馴染むようなカリキュラムをとっている。全体的な計画に示された年齢別の子どもの育ってほしい姿が育つ保育を行っている。地域向けには保育所の外壁にある掲示板にて保育の活動の様子などを掲示し、誰もが見られるようにしており、保護者には懇談会で子どもの園での様子を伝えている。園での様子を写した写真を保護者が入り口付近やクラスに掲示している。
- ・支援を要する子どもに対して加配職員がついている。(現在、あゆみ保育対象児は5人いる)年2回「こども未来センター」等の専門機関からのアウトリーチを受けており、あゆみ保育の子ども様子を観察し支援の仕方等の助言を得ている。保護者の困り事などに対してはその都度対面で話し、アドバイス等を伝えている。
- ・延長保育時間では、0～1歳児クラスは移動せずにクラス内ですごしている。2～3歳児クラスで集まり、4～5歳児クラスで集まるといった、近い年齢同士で落ち着いて遊べる環境を作っている。
- ・例年であれば「つながり事業」によって小学校での体験授業や小学生との交流が行われているが、感染予防のため中止となっている。散歩時に小学校前を通り、小学生から手を振ってもらい、つながり事業担当者会議において、小学校から学校生活の様子をビデオで紹介する取り組み等を計画している。
- ・健康マニュアルとして、保健衛生ハンドブック、日々の養護を用いている。入所時の健康調査票をもとに、個別に体調不良時の対応を行っている。SIDSについては年度始めの重要事項説明書の説明時や懇談会において説明をし、掲示板にも掲示している。
- ・健診日をお便りや掲示によって事前に知らせており、子どもの気になる場所を事前に用紙に書いてもらい、健診時に医師からの回答を保護者に伝えている。風邪予防に対して「風邪予防戦隊フセグンジャー」のキャラクターを用いて手洗い、うがい等を促している。
- ・園独自で「食物アレルギー対応誤食防止マニュアルを作成し、アレルギーのある子どもに対して保護者とともに対応を検討し個別に対応を行っている。アレルギー対応の給食では、あえて見た目の違いが分かる献立とすることで、子どもがアレルギー疾患についての理解がしやすいようにしている。
- ・子供が栽培して収穫した野菜を使って、子どもがクッキングしたり、調理員と連携し調理し食する機会を設けている。調理員は子どもたちに食についてのお話を行い、野菜や魚等に興味を持つように支援している。今は感染対策のため、少人数で座る位置に配慮し、毎日決まった席に座って安心して食事を楽しめるよう取り組んでいる。
- ・配食される量は同じであるが、一人ひとりの状態を見て、苦手な食材等は少量にし、完食できた喜びを体験できるように支援している。献立は西宮市立全保育所共通であり、毎月給食会議が行われている。献立では月2～3回は郷土料理や季節料理が提供されている。園内で作った野菜等を用いて調理提供し、食育の機会を作っている。調理員は毎月テーマを決めて子どもたちに食物や食に関係する話をしている。

A-2 子育て支援

		第三者評価結果
A-2-(1) 家庭との緊密な連携		
A⑰	A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	a・b・c
A-2-(2) 保護者等の支援		
A⑱	A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	a・b・c
A⑲	A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	a・b・c

特記事項

<ul style="list-style-type: none"> ・ 0歳1歳2歳児クラスでは毎日個人連絡表によって家庭での様子と園での様子を交換している。3歳児以上のクラスでは、子ども自身が口頭で保護者に伝えることが難しい場合、個人連絡表にコメントを記入したり、口頭で園での様子を伝えたりしている。クラス全体には、掲示板に本日のあそびで園生活を伝えている ・ 相談は随時受け付けており、子ども送迎時に簡単に受けることもあるが、必要な場合は保護者の時間に合わせ、事務室で話を聴くようにしている。 ・ 気になる保護者に対しては、きめ細かく声掛けを行い、日常的に話を聴くように心がけている。少しでも虐待の徴候があれば、西宮市の保健師や子供家庭支援課と連携をとり、情報共有を行いながら保育所で出来ることに取り組んでいる。
--

A-3 保育の質の向上

		第三者評価結果
A-3-(1) 保育実践の振り返り（保育士等の自己評価）		
A⑳	A-3-(1)-① 保育士等が主体的に保育実践の振り返り（自己評価）を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	a・b・c

特記事項

<ul style="list-style-type: none"> ・ 園内公開で保育士同士がお互いの保育を観察し意見交換を行い、保育の質の向上を目指している。年2回保育士自身の自己評価により、保育の質の振り返りも行っている。
